

高萩・北茨城広域事務組合管理者の権限に属する事務の一部を副管理者に委任する規則

令和5年4月1日

規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第153条第1項の規定により、管理者の権限に属する事務の一部を副管理者に委任することについて、必要な事項を定めるものとする。

(委任事務)

第2条 管理者は、民法（明治29年法律第89号）第108条の規定による双方代理の禁止に抵触する契約行為に関する事務を副管理者に委任する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。